

タイトル	紀伊行幸考
著者	小野寺， 静子
引用	北海学園大学人文論集， 20： A1-A16
発行日	2001-11-30

紀伊行幸考

序

行幸が歌の場になったことは、記紀、万葉集をみれば明かである。古事記の、

天皇、近淡海国に越え幸しし時に、宇遲野の上に御立ちして、葛野を望みて、歌ひて曰はく、

千葉の 葛野を見れば 百千足る 家庭も見ゆ 国の
秀も見ゆ（応神 四一）

は、行幸の主体である応神天皇が自ら行幸の地、葛野を讃め称えたものである。記紀には行幸において、行幸の主体である天皇自らが讃歌を歌うというものがある。万葉集では讃歌の類を天皇自ら歌うというのは、国見歌には認められるものの、行幸の場では影をひそめ宮廷歌人といわれる人々が担っている。万葉集が額田王や中皇命の歌と伝える歌が類聚歌林で天皇の歌と

伝える歌群は、あたかも記紀と万葉集の狭間にあるようにみえる。

行幸における歌の場は儀礼、祭祀、肆宴の場と分かちがたいところにある。万葉集の歌々には行幸の場を指摘、想定するところとができるものは多く、行幸にあたっての歌は万葉集の実に多くの部分を占めている。

万葉集巻一の行幸歌を見ると、讃岐国（五〇六）、伊勢国（四〇〇四四）、参河国（五七六六一）などがあるが、紀伊国（紀温泉）（九〇一二、三四〇三五、五四〇五六）、吉野宮（二五、二六、二七、三六〇三九、七〇、七四〇七五）、難波宮（六四、六五、六六〇六九、七一〇七三）行幸の歌が特に群をなしている。他巻においてもこの三箇所は行幸の地として顕著で、かつこれらの行幸を場とする歌が多くみえる。この三箇所はそれぞれ地理的、風土的に特徴があり、それぞれの事情による行幸が行わ

小野寺 静子

れ、それに応じた行幸歌が歌われたはずである。ここでは紀伊行幸について、吉野宮、難波宮行幸と比較することによって考えてみたい。なお、これらの行幸記事は万葉集の最終歌の時、天平宝字元年正月までを対象とする。

一

紀伊国行幸に関する記事は、景行三年二月一日、紀伊国に行幸しようとしたが吉と出なかったのととりやめ、屋主忍男武心命を遣わし天神地祇を祭った、というのに始まる(書紀)。屋主忍男武心命は阿備柏原で天神地祇を祭ったというが、阿備柏原の所在地は和歌山市相坂・松原付近かとされる。仲哀天皇代には、「天皇、南国を巡狩したまふ。是に、皇后と百寮とを留めたまひて、從駕へる二三の卿大夫と官人数百して、輕行したまふ。紀伊国に至りまして、徳勒津宮に居します」(書紀二年三月一日)とみえる。「徳勒津宮」は名草郡新在家村という。この行幸は南国の巡狩の一つとして紀伊国名草郡に赴いたものだが、天皇は熊襲国を討つためすぐに紀伊国を発つていて紀伊国行幸に関する記事は特にない。仁徳天皇代には皇后が御綱葉を取るため紀伊国熊野岬(書紀三〇年九月一日)に遊行した記事がみ

える(記では「本国に幸行しし」とあるのみで具体的に場所の明示はない)が、これは行幸とは言い難い。景行・応神天皇代の伝承の中にある紀伊行幸の地は、岸俊男氏が紀伊国と関係ある紀氏の分布地帯——那賀・名草から有田・日高に及ぶ——とする地域である(『日本古代政治史研究』、一九六六年五月)。

本格的な紀伊国行幸は斉明天皇代から始まる。

四年一〇月一五日 紀温湯に幸す。

五年正月三日 天皇、紀温湯より至りたまふ。(書紀)

この時の行幸地は紀温湯すなわち牟婁温湯で、前年九月有間皇子が「病を療むる偽して」出掛け、国の体勢を「纔彼の地を觀るのみに、病自づからに蠲消りぬ」と讃めたので「天皇、聞しめして悦びたまひ、往しまして觀さむと思欲」し、出掛けたものである。およそ二カ月余り、斉明天皇は紀温湯に滞在する。次の紀伊行幸の記事は持統四年のことである。

四年九月一三日 天皇、紀伊に幸す。

九月二四日 天皇、紀伊より至します。

この行幸の時の歌として万葉集に、

幸于紀伊国 時川嶋皇子御作歌 或云山上臣憶良作

白波の浜松が枝の手向くさ幾代までにか年の経ぬらむ

一に云ふ「年は経にけむ」(二・三四)

日本紀曰 朱鳥四年庚寅秋九月天皇幸紀伊国也
があるが、「浜松が枝」は

有間皇子自傷結松枝歌二首

磐代の浜松が枝をひき結びま幸くあらばまたかへり見む

（二一・一四一）

を思い起こさせるもので、「磐代の浜松が枝」を縁としてそこで歌ったのだとすれば、紀温湯（牟婁温泉）まで行った可能性は高い。九月一日の詔、「朕、紀伊を巡行さむとす」によればこの行幸の目的が紀伊国巡行であったこと、また天武一四年四月に「紀伊国司の言さく、『牟婁温泉、没れて出でず』とまをす」とあるので、紀温湯に行ったとしても長くは滞在しなかつたろう。

続紀による紀伊行幸では、まず文武天皇による、

大宝元年八月一四日 また、使を河内・摂津・紀伊の国に

遣して行宮を營造せしめ、兼ねて御船

卅八艘を造らしむ。預め水行に備ふと

なり。

九月一八日 天皇、紀伊国に幸したまふ。

一〇月八日 車駕、武漏の温泉に至りたまふ。

一九日 車駕、紀伊より至りたまふ。

がある。都を発ちほぼ二〇日かかって武漏の温泉に着くが、出発に先立つ八月一四日、河内・摂津・紀伊の国に行宮を營造させ、船卅八艘を造らせているところを見ると、まっすぐ武漏の温泉に行ったのでなく、造営された河内・摂津の行宮に滞在しながら、海路を経て武漏の温泉に向かったであろう。一九日に紀伊より帰京しているから武漏の温泉に一週間ほど滞在したことになる。万葉集によれば太上天皇（持統天皇）も同行しており（「大宝元年辛丑秋九月太上天皇幸于紀伊国時歌」一・五五）、歌の場ではむしろ太上天皇が主体となっている。おそらく実質的には持統太上天皇が主導する紀伊行幸であつたろう。続いて聖武天皇による、

神龜元年一〇月五日 天皇紀伊国に幸したまふ。

七日 行して紀伊国那賀郡玉垣勾頓宮に至

りたまふ。

八日 海部郡玉津嶋頓宮に至りて、留まり

たまふこと十有餘日。

一二日 離宮を岡の東に造る。

二三日 車駕、紀伊国より至りたまふ。

がある。聖武天皇はこの年の二月四日に即位している。この行幸は聖武天皇即位後の国見か、或いは踐祚大嘗祭の予備行軍と

しての御禊行幸かといわれるが、この行幸で「岡の東」に離宮が造営されている。

紀伊行幸の地は齊明天皇の時代から紀温湯であった。その地は持統、文武天皇代へと受け継がれたが、聖武天皇即位直後、紀伊行幸の地は玉津嶋——和歌の浦圏に変わる。新しい離宮が造営され、従来の行幸地、紀温湯の地は行幸の地からはずれる。紀伊国行幸は、万葉の時代、その行幸の地に大きな変動があったのである。

二

難波への行幸は紀伊国行幸より多く行われ、また、紀伊国に皇都がおかれたことはないが、難波には皇都が置かれた。その難波への行幸はどのようなものであっただろうか。応神天皇代に、

二二年三月五日 天皇、難波に幸し、大隅宮に居します。

(書紀)

とある。「難波」、「大隅宮」の所在地ははっきりしないが、後に出てくる難波宮より北の方の地であろうか。この行幸では吉備出身の兄媛との話などがからんでいて、天皇はしばらく大隅宮

に滞在したことになるがいつまで滞在したか明確でない。四一年二月一五日に、「天皇、明宮に崩ります。時に年一百一十歳なり。一に云はく、大隅宮に崩りますといふ。」とあり、「一に云はく」によればその後ずっと大隅宮に滞在したことになる。

仁徳、孝徳天皇は難波に都を置く。仁徳天皇の宮は高津宮、孝徳天皇のは難波長柄豊碕という。遺跡上からいえば高津宮の所在地は明確でないが、難波長柄豊碕宮の所在地と同一視される。難波長柄豊碕宮は、大阪市中央区法円坂の七世紀後半から八世紀にかけて造営された難波宮跡を中心とした上町台地の北部、大阪城南方の一帯の地と推定される。孝徳天皇の難波宮は、大化元年一二月九日の難波遷都に伴い白雉元年一〇月に建設が始まった。天皇が難波長柄豊碕の宮に遷ったのは翌二年一二月のことである。聖武天皇は天平一六年二月二六日から天平一七年五月一日の間この難波宮で天下を治めた。

難波がこのように幾度か皇都となったのは、大和朝廷の外港の地で水陸交通の要点であったという難波の持つ地理的な重要性と関係しよう。紀氏についての「大和朝廷の外圧および朝鮮計略にもつぱら関与したのではなからうか」という推定(岸俊男『日本古代政治史研究』、一九六六年五月)によれば、紀氏が本拠とする紀伊国もまた外交上、重要な地域であったとはいえ

ようが、難波はもつと直接的な意味で外交上重要な地であった。

こうした位置にある難波への行幸は幾度かなされた。書紀に、欽明元年九月五日「難波祝津宮に幸す」とある。祝津宮の所在地については不明で幾つかの地が想定されているが、『祝』には神を祭る意味があるから、後に八十島祭の斎場となる淀川（天満川）河口の津をいうのではないか」（『新編日本古典全集日本書紀』②、一九九六年一〇月）との指摘によれば、後の難波長柄豊碕の宮にほど近い。この行幸の記事自体は、従駕した大伴大連金村が難波港に「住吉の宅」を構えていたことや金村の失脚を伝えるものである。

齐明天皇代の「難波宮に幸す」（六年十二月二四日）は、百済再興のための西征の途上、種々の武器を準備し、翌七年正月六日難波港から筑紫に向け出立するという、武器の調達のための難波宮行幸で、西征途上の難波宮滞在である。これ以降文武三年まで、難波行幸の記事はない。

文武三年の行幸は、

文武三年一月二七日 是の日、難波宮に幸したまふ。

二月二二日 車駕、難波宮より至りたまふ。

である。この難波宮は朱鳥元年正月焼失後、難波長柄豊碕宮の跡地に再建された宮だが、本格的な再建は聖武天皇代になって

からであるから、この時の難波宮は孝徳天皇代のような威容はなかったことになる。続紀にはこの時の行幸のさまを伝える記事は特にないが、万葉集のこの行幸の時の歌と考えられる「太上天皇幸難波宮時歌」（二・六六〇六九）によれば、持統太上天皇も同行したことになる。同じく文武天皇代の難波行幸には慶雲三年九月二五日〓一〇月一二日のものがある。

養老元年二月一日 天皇、難波宮に幸したまふ。

二月一五日 難波より和泉宮に至りたまふ。

一九日 車駕還りて、竹原井頓宮に至りたまふ。

は元正天皇代の難波行幸である。和泉宮への行幸の初見であり、難波宮から和泉宮、竹原井頓宮を経、還幸したようである。聖武天皇代になっての、

神龜二年一〇月一〇日 天皇、難波宮に幸したまふ。

は、聖武天皇即位後最初の難波行幸である。神龜三年一〇月一九日には播磨国印南行幸の帰路難波宮に寄り二九日還幸している。聖武天皇は続いて天平六年三月一〇日〓一九日、一二年二月七日〓一九日と難波行幸を繰り返して、天平一六年に遷都前、最後の難波行幸を行う。

天平一六年一月一五日 装束次第司を任ず。難波宮に幸せ

むが為なり。

閏一月一日 天皇、難波宮に行幸したまふ。

二月一〇日 和泉宮に幸したまふ。

一三日 車駕、和泉宮より至りたまふ。

この行幸は装束次第司を整えてのかなり大掛かりのもので、和泉宮にも寄り還幸している。聖武天皇にとっては六度目の難波行幸で、この後二月二六日天皇は難波を皇都とした。翌年五月一日再び平城に都を遷しまもなく天平一七年八月二八日(九月二六日)難波行幸を行う。このように聖武天皇の難波行幸は度重なるものであった。

孝謙天皇代になって、

天平勝宝八年二月二四日 難波に行幸したまふ。是の日、

河内国に至りて、智識寺の南の行

宮に御します。

二五日 天皇、知識・山下・大里・三宅・

家原・鳥坂等の七寺に幸して礼仏したまふ。

二八日 是の日、行きて難波宮に至りて、

東南の新宮に御します。

三月一日 太上天皇、堀江の上に幸したまふ。

四月一五日 車駕、渋河路を取り、還りて知識寺の行宮に至りたまふ。

一七日 宮に還りたまふ。

の行幸がある。万葉集の「天平勝宝八歳丙申二月朔乙酉廿四日戊申 太上天皇天皇太后幸行於河内離宮 経信以壬子伝幸於難波宮也 三月七日於河内国伎人卿馬国人之家宴歌三首」(二十・四四五七～四四五九)によれば、この行幸は聖武太上天皇、光明皇太后も同行した、一カ月半余に及ぶもので、新しい離宮「東南の新宮」に滞在した。この行幸で注目されるのは、往路と還路に「智識寺南行宮」に滞在し、智識寺など六寺をまわって礼仏していることだが、これは東大寺盧舎那仏建立完成と関係がある。

奈良時代の度々の難波宮行幸は、難波が副都でありかつ皇都にもなった地であること、難波の津を有す地であることなど、政治的、外交的に重要な拠点であったことによる。それに加えて天皇の即位儀礼として、大嘗祭の翌年難波津で行われる「八十島祭」との関連も指摘され、梶川信行氏は神亀二年一〇月の難波宮行幸は、「天皇の即位儀礼の一つである八十島祭を目的とし

たものであった可能性が高い。」（『万葉史の論 山部赤人』、一九九七年一〇月）と指摘している。

難波の行幸先は終始難波宮で、そこを拠点としたものである。白雉元年一〇月に建設が始まった難波宮は、朱鳥元年正月焼失するが、その後もほぼ同地に造営されている。したがって、難波行幸は難波宮を離宮として行われ、万葉の時代その場所が移動することはなかった。その点において紀伊行幸とは異なる。

三

応神天皇代に、

一九年一〇月一日 吉野宮に幸す。時に、国櫨人来朝り。

因りて、醴酒を以ちて天皇に献りて、歌して曰はく、

櫃の生に 横白を作り 横白に 醸
める大御酒 うまらに 聞し持ち食
せ まろが父

とまをす。（書紀）

と、吉野行幸がみえる。吉野宮はここに初めて見えるが、発掘調査によれば吉野郡吉野町宮滝の吉野川右岸の台地上に七世紀

後半の建物・庭園の遺跡が出土したという。五世紀にまでさかのぼる離宮の遺跡は発見されていないが、国櫨人の領地は「山を隔てて吉野河の上に居り」（書紀）という。応神天皇代の吉野宮行幸の記事は吉野の国櫨人の朝廷への服属を示す。記では「国櫨人」は「吉野の国主等」とあり、天皇が吉野行幸を行っているわけではなく吉野の国主が大贄を奉ることにかかわる話となっている。書紀の「時に、国櫨人来朝り」は、吉野行幸の際、国櫨人が天皇に醴酒を奉ったと解釈できる。書紀には続けてこれを機会に吉野国がしばしば朝廷に参上して土地の産物を献じた」と述べる。

雄略天皇代には、

二年一〇月三日 吉野宮に幸行す。丙子に、御馬瀬に幸し、

虞人に命せて縦獵したまふ。

一〇月六日 是の日に、車駕、吉野宮より至りたまふ。

四年八月一八日 吉野宮に幸行す。

二〇日 河上の小野に幸行す。虞人に命せて、獸を驅らしめ、躬ら射むと欲して待ちたまふに、（書紀）

と、二度の吉野宮行幸を伝える。吉野宮を拠点として「御馬瀬」、「河上の小野」での狩獵を目的とする行幸である。記にはこれら

に対応する記事はないが、吉野宮に幸し吉野川のほとりで「童女」に会い結ばれ、その後再び吉野に幸した時、その「娘子」に舞を舞わせたという話と、狩のため阿岐豆野に幸したがその時天皇の腕を噛んだ虻を蜻蛉をくわえて飛び去ったという話を伝え、吉野の童女との交情、吉野の蜻蛉にさえ奉仕される天皇の姿を語る。応神・雄略天皇代の吉野宮行幸は、吉野の「国標人」、童女、虫さえも天皇に奉仕するという、吉野の服属のさまを伝えるものである。

斉明天皇代になって「又吉野宮を作る」(二年是歳、書紀)とある。斉明代の吉野宮や後に大海人皇子が隠棲した吉野宮の所在地は明かでないが、宮滝の地と考えてよいのだろう。斉明天皇は吉野離宮の造営を行い、

五年三月一日 吉野に幸して肆宴す。

と、その後造営なった吉野宮に行幸し肆宴を催している。この年の正月三日に紀伊から帰ってまもなくの行幸である。日程から考えると吉野宮に着いたその日に肆宴を開き翌日には戻るという慌ただしいものであった。天武天皇代には、

八年五月五日 吉野宮に幸す。

七日 車駕、宮に還りたまふ。

とある。吉野はかつて天武天皇が出家し隠棲した地である。こ

の行幸の際、皇位継承をめぐるいわゆる六皇子との盟約が行われた。

持統天皇在位中の吉野宮行幸は三一回に及ぶ。この間の行幸で、行幸地吉野、吉野宮について記述するものはない。持統天皇がなぜ吉野行幸にこれほどこだわったのか明かでなく、諸説が展開されるところだが、吉野行幸中に五穀を稔らせる水の神広瀬大忌神と「悪しき風・荒き水」の無害を祈る竜田風神祭祀、請雨がなされ、五穀豊饒のための祭祀がたびたび開催されており、吉野は持統天皇にとって祭祀の発動の場であつただろう。京の近くにありながら「峰嶮しく谷深くして、道路狭く嶮」(応神紀)しく、孤立的であつた吉野は大贅を奉る地、肆宴の場、政治的な場、祭祀の場と、その時代の要請に応えてきた地といえる。

続紀が記録する吉野宮行幸は、まず文武天皇による大宝元年二月二〇日～二三日の行幸がある。同年六月にも行幸の記事があるが(二九日～七月一〇日)、「太上天皇、吉野離宮に幸したまふ」とあって、持統太上天皇によるものである。引き続き文武天皇代では大宝二年七月一日(還幸の記事はない)、元正天皇代では養老七年五月九日～一三日、聖武天皇代では神亀元年三月一日～五日、天平八年六月二七日～七月一三日の行幸がみ

える。万葉集によれば、「神龜二年乙丑夏五月幸_ニ于芳野離宮_ニ時笠朝臣金村作歌一首并短歌」（六・九二〇〜九二二）とあり、神龜二年の行幸もみえる。神龜元年三月の行幸は聖武天皇即位後初の吉野宮行幸で、吉野宮のみならず聖武天皇最初の行幸であるから意義ある行幸で儀礼のさまが想像されるが、続紀にはそうした記事はない。万葉集の「暮春之月幸_ニ芳野離宮_ニ時中納言大伴卿奉勅作歌一首并短歌」（三・三二五〜三一六、但し「未_レ逕_ニ奏上_ニ歌_ニ」は、この時の作と推定される。

七世紀後半以前の吉野宮の遺跡は不明だが、天武、持統天皇あたりからは吉野宮は吉野町宮滝の地にあり、以後、その地から大きく移動することはなかったと考えてよいだろう。

四

持統四年九月以後の紀伊行幸では、行幸に際し叙位、賜物、免税が行われている。こうしたことは紀伊行幸に限ったことではないが、行幸に際し叙位、賜物、免税が行われるのは持統四年九月の紀伊行幸が初出である。九月一日の詔に、

詔して曰はく、「朕、紀伊を巡行さむとす。故、今年の京師の田租口賦収むること勿れ」とのたまふ。

とある。この詔は、紀伊国行幸にあたって当年の京の田租と口賦の免除を命じたものである。こうした免除は儒教的な、中国の天子巡幸を継承したものとされるが、むしろ、こうした免除が必要なほど、行幸が京の人々や行幸の先々に負担をかけるものであったことを示すだろう。紀伊行幸に関しては、この後に行われた大宝元年、神龜元年の行幸、いずれにおいても実施され、それかなり大掛かりな叙位、賜物、免税が行われている。大宝元年については次のように行幸中と行幸後の二回にわたって行われている。

従へる官并せて国・郡の司等に階を進め、并せて衣・衾を賜ふ。また、国内の高年に稻給ふこと各差有り。当年の租・調、并せて正税の利を収ること勿からしむ。唯、武漏郡のみ本利並に免し、罪人を曲赦す。

（二〇月九日武漏温泉滞在中）

駕に従へる諸国の騎士には当年の調・庸及び担夫の田租とを免す。
（二〇月二〇日還幸翌日）

武漏温泉滞在中、行幸に従う役人及び紀伊国の国司や郡司たちに対する叙位、賜物、紀伊国内の高齢者への給稻、当年の租・調、正税出挙の利稻の免除がなされる。また、武漏郡は正税出挙の本稻と利稻の免除、罪人の大赦が行われ、滞在地に対する

配慮がある。還京後、從駕の諸国の騎士には当年の調・庸の免除、輿や調度類を担ぐ人夫には田租の免除が行われた。

神龜元年の行幸では更に大規模で、

離宮を岡の東に造る。是の日駕に従へる百寮、六位已下伴部に至るまでに禄を賜ふこと各差あり。

(二〇月二日玉津嶋頓宮滞在中)

造離宮司と紀伊国の国郡司と、并せて行宮の側近の高年七十已上とに禄賜ふこと各差有り。百姓の今年の調庸、名草・海部二郡の田租咸く免す。また罪人の死罪已下を赦す。名草郡の大領外從八位上紀直摩祖を国造とし、位三階を進む。少領正八位下大伴櫛津連子人、海部直士形に二階。自餘の五十二人に各兼一階。(二〇月一六日玉津嶋頓宮滞在中)郡司少領已上に位一階を兼ね。監の正已下百姓に至るまで、禄賜ふこと各差有り。

(二〇月二日帰途途上の和泉国所石頓宮滞在中)

この行幸で、従来の紀温湯でなく和歌の浦園に新しく離宮が造営された。離宮造営の日、從駕の百寮、六位已下の下級職員に至るまでの人々に対する賜禄がなされた。一〇月一六日には造離宮司と紀伊国の国郡司、行宮の側近の七十以上の者に賜禄、紀伊国の百姓には当年の調・庸の免除、名草・海部二郡の田租

全ての免除、罪人の大赦、名草郡の大領外從八位上紀直摩祖を国造とし、位三階を進め、少領正八位下大伴櫛津連子人、海部直士形ら五十二人に叙位があった。名草郡については全ての田租の免除、紀直摩祖の昇進、叙位、海部郡の全ての田租の免除は、玉津嶋頓宮と新しい離宮、「岡の東」の離宮の地とかかわる。紀伊行幸では、行幸地に対する配慮がかなりなされたといえる。

紀伊行幸でのこうした叙位、賜物、免税などのあり方と対照的なのが吉野行幸である。吉野行幸は回数からいうと紀伊行幸をはるかに上回るのだが、この種の記事は極端に少ない。

持統五年七月三日〜一日 吉野行幸

七日 公卿に宴したまふ。仍りて朝服を賜ふ。

公卿を招いて宴会を開いた、というのだから、この吉野行幸には公卿が同行していたことになる。この時、公卿に朝服を与えたのだが、服の色の変更が持統四年四月一四日の詔で出されているから、行幸の場を機会に新しい色の朝服を与えるという配慮があったのであろう。

吉野行幸中、持統七年三月一日に「直大弍葛原朝臣大島に賻物を賜ふ」、持統七年二月七日に「耽羅王子・佐平等に賜ふこと各差あり」、持統一〇年五月三日「大錦上秦造綱手に詔して、

姓を賜ひて忌寸としたまふ」とあるのは、直接行幸とは関わらない叙位、賜物であろう。

天平八年六月二十七日～七月一三日の芳野離宮滞在中、

七月一〇日 詔して、芳野監と側近との百姓とに物賜ふ。

と、賜物があつた。「芳野監と側近との百姓」とは、「芳野監の官人と、監の周辺に生活する百姓か」（『新日本古典文学大系統日本紀②』、一九九〇年九月）という。とすると、吉野行幸において直接行幸の労務に関わる人に賜物のあつた記事ということになるが、その後の吉野行幸ではこの種のはみえない。吉野は早くから大贄を奉り朝廷の服属下にあつた。同じ大和国にあり、都から近く、途中で離宮の地を大きく変えることのなかった吉野への行幸は他国への行幸に比べ、その土地への負担も軽かったに違いない。そうしたことにより吉野行幸における叙位、賜物等が少なかったのであろう。

難波行幸ではどうかであろうか。難波行幸に関するこの種の記事は文武三年の行幸から始まるが、天平一六年閏一月、天平一七年五月の行幸を除いて叙位、賜物等の記事がある。そういう点では難波行幸は紀伊行幸に通ずるものがあるが、紀伊国より多くの行幸が行われたので、その記事も多い。

文武三年（行幸期間。以下同じ。一月二十七日～二月二二日）

二月二三日從駕の諸国の騎兵らに今年の調役の免除。慶雲三年（九月二十五日～一〇月二二日）一〇月一二日摂津国造、山背国造をはじめ四人に叙位、一五日從駕の諸国の騎兵六百六十人の庸調并せて戸の内の田租免除。養老元年（二月一日～二〇日。難波宮―和泉宮―竹原井頓宮―還幸）二月一八日和泉監叙位、工匠・役夫に賜物、二〇日河内・摂津の二国、并せて造行宮司と専当の郡司・大少毅ら賜禄。神龜二年（一〇月一〇日～還幸の記事なし）一〇月二一日離宮の近隣三郡の司に叙位。神龜三年（一〇月一九日～二九日。但し、播磨国印南への行幸の帰りに難波宮に行幸）一〇月二六日陪從の无位の諸王、才藝の長上、雑色の人、難波宮の官人、郡司已上に賜禄。天平六年（三月一〇日～一九日。難波宮―竹原井頓宮―還幸）三月一五三年間四天王寺に食封二百戸を施入、僧らに施布、一六日陪從の百官の衛士已上、造難波宮司・国郡司・楽人らに賜禄、難波宮供奉の東西二郡に今年の田租・調、自餘の十郡には調を免除、四月三日河内国安宿・大県・志紀の三郡に今年の田租の免除――これは竹原井頓宮供による――。天平一二年（二月七日～還幸日の記事なし）二月一三日摂津国の百姓に給稻粃、一九日百済王慈敬、全福に叙位、二四日陪從の右大臣已下五位已上に賜禄。天平勝宝八年（二月二四日～四月。難波宮―知識寺―堀江の上

―知識寺の行宮―還幸)二月二六日内舎人を六寺に遣して誦經させ、二八日河内国の諸社の祝・禰宜ら一百十八人に賜正税、三月二日河内・摂津の田租免除、五日使を摂津国の諸寺に遣して誦經せしめ、と多様である。この点からいうと、吉野と難波は両極端である。紀伊の場合は難波に類するが、紀伊行幸は神龜元年以降、万葉の時代には行われることはなかった。それに比べ難波行幸は奈良朝になってからもさかんに行われ、それに伴い叙位、賜物、免税等が頻繁に行われた。難波と紀伊の違いについてあえて言えば、行幸にかかわる叙位、賜物、免税等の記事は紀伊行幸が初出であり、その後の紀伊行幸では必ず実施されたもので、紀伊行幸の方が行幸地に密着、配慮されたものである。

五

神龜元年一〇月五日の紀伊行幸は紀ノ川沿いの粉河町井手の紀伊国那賀郡玉垣の勾の頓宮を経、紀ノ川河口の南、玉津嶋神社のあたり、海部郡玉津嶋の頓宮に向かう。さらに二二日、「岡の東」に新しい離宮が造営される。一六日、行幸に伴う賜物、免税、大赦、叙位のあと、次のような詔があった。

また詔して曰はく、「山に登り海を望むに、此間最も好し。遠行を勞らずして、遊覧するに足れり。故に弱浜の名を改めて、明光浦とす。守戸を置きて荒穢せしむること勿かるべし。春秋二時に、官人を差し遣して、玉津嶋の神、明光浦の靈を奠祭せしめよ」とのたまふ。

「遊覧するに足れり」と、人々が充分景色を堪能できたと述べられていて、この行幸が「遊覧」を第一義に掲げての行幸と指摘されるところである(村山出『奈良朝前期万葉歌人の研究』、一九九三年三月)。それまで紀伊行幸の地と言えばそこからはるかに南下した紀温湯(牟漏温湯)の地であった。「遠行を勞らずして」というのは、遠い紀温湯まで行かなくとも海の景色が良く遊覧するのに充分だということを意味しよう。「弱浜」を改めて「明光浦」とするわけだが、「弱」の字を「明光」という二字、嘉字に改めたことになる。「明光」という地名の持つ意味は海のきらめく明るさを表すものだが、「明」という文字は曇りないという意味で記紀では「清明心」、「明心」、「明直心」などとして、神や天皇にたいして「反逆心」、「邪心」、「異心」、「悪心」などがない心を意味する語として用いられる。

爾くして、天照大御神の詔ひしく、「然らば、汝が心の清く明きは、何にしてか知らむ」とのりたまひき。……爾くし

て、速須佐之男命、天照大御神に白さく、「我が心の清く明きが故に、我が生める子は、手弱女を得つ。これに困りて言はば、自ら我勝ちぬ」と云ひて、……（記上巻）

の「心の清く明き」は、須佐之男命の天照大御神に対する心が逆らうことのない、清く曇りのないものであることを表すものとして用いられる。書紀では「明浄くして」（神代上 第六段 一書第一）となっているが意味するところは記と同じである。書紀では他に、

盟ひて曰さく、「臣等蝦夷、今より以後、子子孫孫、清明心を用ちて、天闕に事へ奉らむ。……」（敏達一〇年閏二月）

とある。この場合の清明心とは天皇への曇りない忠誠心を表す。また、

則ち熊鰐に問ひて曰はく、「朕が聞けらく、汝熊鰐、明心有りて参来りと。何ぞ船の進まざる」とのたまふ。

（仲哀八年正月）

詔已に此の如し。既にして民の明く直き心に、国土懷ふ風を有ちて、切に諫むる陳疏を、設の匱に納れたり。

（孝徳大化二年二月）

も、邪心のない心、潔白な心、朝廷に対する忠誠心を表す。また、詔でも、「明き浄き直き誠の心」（文武元年八月）、「明き浄

き心」（慶雲四年四月、天平一五年五月、天平勝宝元年四月、同七月、天平宝字元年七月）などにみえ、「明」は「浄」、「直」と共に天皇に対する臣下の明白な忠誠心をあらわす語として用いられる。「明光浦」の「明」に、ただちにその心を適用させることは恣意的かもしれないが、敢えて「わか」から「あか」と別語になし「弱浜」を「明光浦」と改める意図の中に、「明」という文字が持つ意味を含ませようとするものがあつたと推定することも可能だろう。

紀伊行幸の地は、斉明天皇代からこの神亀元年一〇月以前までは紀温湯（牟漏温湯）と定着していた。斉明天皇が紀の湯への行幸を決めたのは、前年その地を訪れ、わずかにその地を見ただけで病が直るといふ有間皇子の紀温湯讃辞があつたからである。紀温湯行幸はその初めから有間皇子と関わりの深い地である。続く持統四年九月一三日～二四日の紀伊行幸は、紀温湯滞在の記録はないが赴いた可能性は高い。大宝元年八月一四日～一〇月一九日の紀伊行幸は、「車駕、武漏の温泉に至りたまふ」によつて紀温湯を訪れたことは明白である。この時の歌として万葉集の題詞に明記されているものに、巻一・五四～五六（但し五六は五四の「或本歌」、巻二・二四六、巻九・一六六七～一六七九の歌々がある。また、巻二・一四三～一四四歌もこの時

の歌と推定できる(一四三)一四四は次の一四五歌と共に持統四年の紀伊行幸作とする考えもある。中西進『山上憶良』、昭和四八年六月)。これらの中の、

長忌寸奥麻呂見結松 哀咽歌二首

磐代の崖の松が枝結びけむ人は反りてまた見けむかも

(二一・一四三)

磐代の野中に立てる結び松心も解けず古思ほゆ

未だ詳らかならず(二一・一四四)

大宝元年辛丑幸于紀伊国 時見結松 歌一首 柿本

人麻呂歌集中出也

後見むと君が結べる岩代の小松がうれをまた見けむかも

(二一・一四六)

は、有間皇子の結び松を歌っていることは明瞭であるし、

大宝元年辛丑冬十月太上天皇大行天皇幸紀伊国 時

歌十三首

白崎は幸くあり待て大舟にま梶しじ貫きまたかへり見む

(九・一六六八)

風早の浜の白波いたづらにここに寄せ来る見る人なしに

一に云ふ「ここに寄せ来も」(九・一六七三)

右一首山上憶良類聚歌林曰 長忌寸意吉麻呂應詔

作 此歌

我が背子が使ひ来むかと出立のこの松原を今日か過ぎなむ

(九・一六七四)

藤白のみ坂を越ゆと白たへの我が衣手は濡れにけるかも

(九・一六七五)

も、有間皇子の歌、事件と無関係ではない。村瀬憲夫氏がこの行幸は「斉明天皇紀伊行幸時に起きた有間皇子事件が想起されている」(『紀伊万葉の研究』一九九五年二月)と述べるが、むしろ、積極的に意識されたのではないだろうか。

この行幸は往路に二〇日ほどかけているところから、遊覧的要素が大である(森淳司「万葉集卷九・大宝元年紀伊従駕歌群の構成」『語文』四四、一九七八年三月)、海浜の景勝を楽しみながらの行幸歌(『万葉集釈注』)などの指摘があるが、嶋津聿史氏はこの行幸は「むしろ緊張度の高い重苦しい空気の漂う旅ではなかったかと思われる。」(『紀伊万葉歌の歴史・風上の研究』、平成六年一〇月)と述べる。嶋津氏はその重苦しさを、持統天皇の藤原不比等の言うままになった文武天皇への失意、憎しみを背景にしたものと捉え、有間皇子にカモフラージュさせ、現在起こりつつある悲劇に重ねたのだとする。

この行幸に有間皇子鎮魂が見え隠れしているのは否定しがた

い。大宝元年の紀伊行幸は文武天皇、持統太上天皇も参加して、有間皇子鎮魂を一つの目的とし、行幸地としての紀温湯への別れの行幸ではなかったろうか。一つの推測にすぎないが、二〇日間に及ぶ往路では、そうしたことにまつわる儀礼的なものが旅の要所で行われたのではないだろうか。

結

吉野や難波が行幸の地を大きく変えることはなかったが、紀伊は神亀元年の行幸から大きく変っている。神亀元年以前の行幸地、紀温湯は温泉と風光明媚な土地柄で、行幸の地として充分ふさわしい。しかし、この地は有間皇子事件を彷彿とさせる地でもあった。大宝元年の行幸を境に紀温湯は行幸の地としての位置を失い、神亀元年聖武天皇の即位を機に、紀伊の行幸地は和歌の浦圈の玉津嶋頓宮付近、「岡の東」の離宮に移る。これによって紀伊行幸から解き放たれることがなかった有間皇子事件を払拭し、「明光」な地が新しい行幸の地としての位置を得る。

斉明四年の紀温湯行幸は、有間皇子の紀温湯讃美のほかに皇孫建王の死も動機となっている。四年五月、斉明天皇の孫建王が八歳で薨ずる。天皇は建王が物事に従順で節操があったので

大切にしていた。そのためたいへん悲しみ自分の死後、合葬を命じ王を悼む歌三首を作り折々に口ずさんだとある。応神、仲哀天皇代の紀伊行幸や紀伊国の伝承を伝える地は、紀氏の分布地帯——那賀・名草から有田・日高——に及ぶ地域であった。斉明天皇がそこから遠く離れた紀温湯地帯を行幸の地に選んだのは、個的な動機に根ざす。斉明四年の紀伊行幸歌が後宮構成員による歌群で占められ、他の行幸歌群にはみられない特徴を持つが、神亀元年一〇月の紀伊行幸歌群は、奈良朝廷歌人笠金村（四・五四三～五四八）、山部赤人（六・九一七～九一九）がその担い手となる。この変化は時代の流れ、行幸歌の変遷によるところが大きいだろうが、両者には難波・吉野ではみられない断絶がある。行幸地の移動ということが断絶の一要因であり、移動は意図されたもので、「弱浜」から「明光浦」への改名は、有間皇子事件が引きずる悲劇性を排除し、ことさら和歌の浦の照り輝く海を強調し、反逆心なく集い遊覧する大宮人を紀伊国の行幸に集うありうべき姿としようとする意図が働いていることだろう。

注 論中の本文は以下のものによった。

万葉集…『万葉集 本文篇』『万葉集 訳文篇』塙書房
古事記、日本書紀…『新編日本古典文学全集』小学館
続日本紀…『新日本古典文学大系』岩波書店